

参考和訳（英語版は日本語版に優先する）

株式会社国際協力銀行

グリーンボンドフレームワーク

2021年10月

目次:

1. はじめに	1
1.1 沿革	1
1.2 事業の内容	1
2. JBIC ESG ポリシー	2
2.1 サステナビリティの実現に向けた取組方針について ...	2
2.2 気候変動問題への対応方針について	2
3. 発行の目的	3
4. グリーンボンド原則 2021 が定める 4 要件への対応	4
4.1 調達資金の使途	4
4.2 プロジェクトの評価・選定プロセス	7
4.3 調達資金の管理	8
4.4 レポーティング	8
5. 外部レビュー	9
5.1 セカンド・パーティ・オピニオン	9

1. はじめに

1.1 沿革

株式会社国際協力銀行（以下、「JBIC」という。）は、株式会社国際協力銀行法（以下、「当行法」という。）に基づき、日本政府が全株式を保有する政策金融機関として2012年4月1日に設立されました（前身は日本輸出入銀行です）。

1.2 事業の内容¹

（目的）

JBICは、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下に示した4つの分野について金融業務を行い、もって、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

- ・日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進
- ・日本の産業の国際競争力の維持及び向上
- ・地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進
- ・国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処

（企業理念、コーポレート・スローガン）

JBICは、当行法第1条に規定される目的の下、以下の「企業理念」及び「コーポレート・スローガン」を定め、業務を行っております。

・企業理念

国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。

現場主義：

海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造します。

顧客本位：

お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげることで、独自のソリューションを提供します。

未来志向：

安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮して、日本と世界の持続的な発展に貢献します。

・コーポレート・スローガン

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges

（業務の内容）

JBICは、その目的を達成するため、当行法その他の法令により定められた業務について、以下を主要な業務として遂行しております。

- （1）輸出金融：我が国プラント輸出の振興、我が国輸出者が他の先進諸国と競争する際の金融面での等しい競争条件の確保を目的とし、日本企業が、発電・通信設備・船舶等のプラントや技術を海外に輸出する際に必要な資金の融資・保証。
- （2）輸入金融：我が国への資源の安定供給確保等を目的に、石油・LNG・鉄鉱石などの重要物資を輸入する際に必要な資金の融資・保証。なお、資源関係以外については我

¹ <https://www.jbic.go.jp/ja/about/role-function/images/jbic-brochure-japanese.pdf>

参考和訳（英語版は日本語版に優先する）

- が国への輸入が不可欠である航空機等に関し保証制度を活用。
- (3) 投資金融：我が国の海外事業活動の促進を目的に、日本企業が海外において、現地生産、資源開発など事業を行う際に必要な長期事業資金の融資・保証。
 - (4) 事業開発等金融：外国政府、外国政府機関等が実施する日本の貿易、投資等、海外経済活動のための事業環境整備に貢献する事業や、高い地球環境保全効果を有する事業等に必要な資金の融資・保証。
 - (5) ブリッジローン：国際収支上の理由及び緊急の必要がある場合に、国際機関等が経済支援資金を供与するまでの間貸し付ける短期融資。
 - (6) 出資：海外において事業を行う日系合弁企業や日本企業が業務提携のために出資する外国企業等、日本企業・国際機関が参加するファンド等に対する出資。
 - (7) 調査業務：上記の業務に必要な調査。

2. JBIC ESG ポリシー²

2.1 サステナビリティの実現に向けた取組方針について

現在、国際経済社会は、気候変動への対処や経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な開発・成長の模索といった共通の課題を抱えています。こうした課題を踏まえ、JBICは、2021年6月に公表した第4期中期経営計画の重点取組課題の一番目の柱として、「国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模の課題への対処」を掲げました。当該重点取組課題のもと、グリーンファイナンス、トランジションファイナンス、ソーシャルインパクトファイナンスによる金融面での支援を通じ、グローバルアジェンダの解決に積極的に取り組んでいきます。組織面では、第4期中期経営計画及び第2期働き方改革基本計画に基づき、職員の多様性を活力とする組織文化の醸成、自律的なキャリア形成・能力開発の支援、職員が活力をもって持続的に働ける環境の整備等に取り組んでいきます。

また、JBICは、日本企業及び国際経済社会の脱炭素化・SDGs推進に向けた取組を積極的に支援し、その取組の成果をステークホルダーに対して適切に開示・公表するなど、JBICとしてのサステナビリティ推進体制の強化を図るため、今後、組織体制に関し、所要の見直しを実施していきます。

JBICは、これまで培ってきたステークホルダーとの関係や海外ネットワーク、政策金融機関としてのリスクテイク機能を生かし、第4期中期経営計画等における取組を推進することにより、中長期ビジョンとして掲げる「日本の力で未来を築く羅針盤」としての役割を果たすことを目指し、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティの実現に向け、積極的に貢献していきます。

2.2 気候変動問題への対応方針について

サステナビリティのうち、気候変動問題への対応は国際経済社会にとって特に喫緊の課題となっています。2015年12月に採択されたパリ協定を契機として、世界的に気候変動問題への対応が加速しており、日本政府は、2020年10月に2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロとすることを目指すカーボンニュートラル宣言を行いました。パリ協定の実現に向けては、先進国だけでなく、新興国・途上国における脱炭素社会に向けたエネルギー・トランジションが急務になっています。

² JBIC ESG ポリシーについては、日本語版が英語版に優先する。

参考和訳（英語版は日本語版に優先する）

JBICは、こうした昨今の国際経済社会の気候変動問題に対する急速な取組強化の潮流や日本政府の方針を踏まえ、2021年10月31日より開催される第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）の開催に先立ち、以下のとおり、気候変動問題に対する今後の対応について公表します。JBICは今後も日本の公的金融機関として、日本政府の政策等に基づき、気候変動問題に関する取組を金融面から積極的に支援していきます。

（パリ協定の国際的な実施に向けた貢献）

JBICは、パリ協定の国際的な実施に向け、2030年までの自らの温室効果ガス（GHG）排出量ネットゼロの達成、2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求していきます。また、ホスト国政府等との継続的なエンゲージメントを通じ、新興国・途上国における脱炭素社会に向けたエネルギーtransitionを加速させ、世界全体でのカーボンニュートラル実現に貢献していきます。

（気候変動関連ファイナンスの強化）

パリ協定が掲げる目標の達成には巨額の資金が必要となることから、民間資金動員も含め、資金フローを脱炭素化に向けて適合させていく必要があります。JBICとしては、政策金融機関としてのリスクテイク機能や対外交渉力の発揮・強化を通じ、グリーンイノベーションの促進とともに、ホスト国政府等とのエンゲージメントや多国間連携による、新興国・途上国のエネルギーtransitionの加速を後押ししていきます。更には、気候変動問題に係る情報発信、グリーンボンドの発行などの取組により、世界の脱炭素化に向けた動きを金融面からリードしていきます。

また、2021年6月の主要7カ国首脳会議（G7サミット）における合意に従い、排出削減措置のない石炭火力発電への支援を停止するとともに、新技術の活用によるクリーンな発電への移行に繋がる取組を後押ししていきます。

（TCFD提言に基づく気候関連情報開示の推進）

JBICは、気候関連財務情報開示の重要性を認識し、2019年10月に、金融安定理事会（FSB）が設置したタスクフォース（気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD））の趣旨に賛同を表明しており、TCFD提言に賛同する企業等が一体となって議論する場として設立されたTCFDコンソーシアムにも参画しております。今後、TCFDのフレームワークを踏まえた情報開示を推進していきます。

（環境社会に配慮した出融資等の取組）

JBICは、1999年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を制定・公表して以来、同ガイドラインに基づき、出融資等の対象となる全てのプロジェクトにおいて、環境や地域社会に与える影響への適切な配慮がなされていることを確認してきました。今後も、環境社会配慮全般に関する国際的枠組みや「公的輸出信用と環境社会デューデリジェンスに関するコモンアプローチ」に関する経済協力開発機構（OECD）での議論等を踏まえつつ、広範なパブリック・コンサルテーション等を通じた議論も経た上で、適時に見直しを行い、国際経済社会の環境変化を先取りした取組を継続していきます。

3. 発行の目的

JBICは、責任ある発行体として、グリーンファイナンスを通じた持続可能な社会・環境の実現に貢献することを目指しており、グリーンボンドの発行は、その所要資金の調達を目的としています。また、JBICはグリーンボンドの発行により、ESG投資に関心を有する投資家の方々への投資機会のご提供を企図しております。

4. グリーンボンド原則 2021 が定める 4 要件への対応

JBICは、グリーンボンドの発行に際し、国際資本市場協会（以下、「ICMA」という。）が定めるグリーンボンド原則2021（以下、「GBP」という。）に基づき、以下に定めるグリーンボンドフレームワーク（以下、「フレームワーク」という。）を策定しております。GBPは、グリーンボンドを発行する際のベストプラクティスを示した自主的なガイドラインであり、本フレームワークはGBPが規定する4つの原則に沿ったものとなっております。

4.1 調達資金の用途

JBIC は、本グリーンボンドの正味調達資金に相当する金額を以下の「適格性基準」を満たす事業への融資（既存または将来のプロジェクトに対する、全部または一部の資金調達または借換えを含む）に充当致します。

当該融資は、適格事業を実施する事業体への直接の貸付のみならず、他の金融機関を介したツー・ステップ・ローン（TSL）も含まれます。

適格性基準

グリーンボンドの正味調達資金に相当する金額は以下の全ての条件を満たすプロジェクトに充当致します。

- (i) 下記の適格事業区分のうち1つ以上に該当し、
- (ii) 該当するグリーンボンドの発行日から遡り、過去36ヶ月以内にJBICが融資を実施した案件、または発行日以降36ヶ月以内に新たに融資を実施する案件

GBP適格事業区分	適格性基準	環境目標
再生可能エネルギー	<p>以下に規定する再生可能エネルギー（CO₂排出量が 100gCO₂/kWh 未満であり、かつバックアップ電力で非再エネ由来の電力を用いる場合は当該発電量が全体の 15%以下のものに限る）の製造・発電・送電・部品製造に係る開発・建設・管理又は保守運営のための融資：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光・太陽熱 ● 風力（洋上・陸上含む） ● 地熱 ● 水力（発電量が 25MW 以下のものに限る） ● バイオマス（廃棄物由来又は Forest Stewardship Council(FSC)・Programme for the Endorsement of Forest Certification(PEFC)により認証された木材・木材ペレット由来のものに限る） ● 水素（水素製造については生成時及び燃焼時において CO₂を排出しないグリーン水素に限る。また水素発電についてはグリーン水素のみを燃料とする 100%専燃発電に限る） 	<p>気候変動の緩和</p> <p>大気汚染防止・抑制</p>
クリーンな交通輸送（鉄道）	<p>以下に規定するクリーン輸送（化石燃料運搬用の貨物輸送車を除く）のための融資：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気鉄道車両又はエネルギー効率の高い車両（CO₂排出量が旅客輸送用は 50gCO₂/p-km 未満、貨物輸送用は 25gCO₂/t-km 未満）の製造又は保守運営 ● 線路又は交通システムの新設・延伸・更新又は保守運営 	<p>気候変動の緩和</p> <p>大気汚染防止・抑制</p>
クリーンな交通輸送（ゼロエミッション車）	<p>以下に規定するクリーン輸送プロジェクトのための融資：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（Battery Electric Vehicle(BEV)）の車両及び構成部品の設備投資・製造、並びに充電インフラの整備 	<p>気候変動の緩和</p> <p>大気汚染防止・抑制</p>

参考和訳（英語版は日本語版に優先する）

	<ul style="list-style-type: none"> 燃料電池車（Fuel Cell Electric Vehicle(FCV)）の車両及び構成部品の設備投資・製造、並びに水素充填インフラの整備 	
グリーンビルディング	<p>以下に規定する認証のいずれかを取得している、もしくは取得予定の不動産物件のための融資：</p> <ul style="list-style-type: none"> Leadership in Energy and Environmental Design(LEED)の Gold または Platinum Building Research Establishment Environmental Assessment Method(BREEAM)の Excellent または Outstanding Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency(CASBEE)の A または S 	気候変動の緩和

除外基準

JBIC は、本グリーンボンドの調達資金を以下の除外基準に含まれる資産・プロジェクト・セクターへの融資に対して意図的に配分しないことを約します。

- 化石燃料（石炭・石油・ガス含む）の開発・精製・運搬
- 化石燃料の発電利用
- 原子力発電
- 武器・軍事産業
- 賭博・カジノ
- タバコ

参考和訳（英語版は日本語版に優先する）

4.2 プロジェクトの評価・選定プロセス

プロジェクト選定における適格性基準の適用

JBIC の財務部は、経営企画部と協議の上、適格事業としての基準を満たすプロジェクトを選定し、本グリーンボンドによる調達資金を充当します。

選定されたプロジェクトのモニタリング

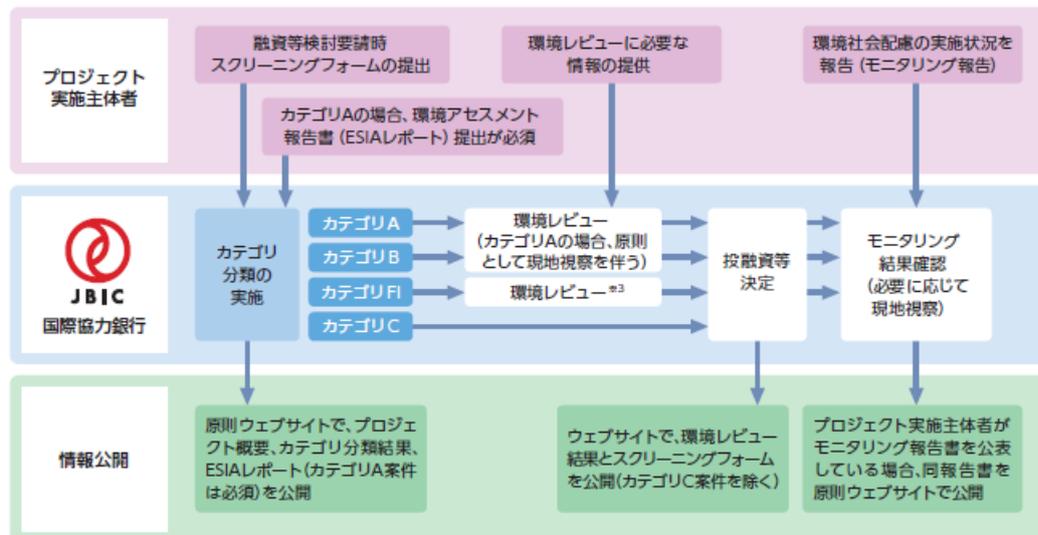
適格事業として選定された案件は、融資実行以降、償還に至るまでの間、継続的にモニタリングされ、万が一、選定されたプロジェクトの中止等により期限前弁済等が発生した場合には、ただちに当該プロジェクトを適格事業の選定リストから除外致します。

環境社会配慮確認手続き

JBICでは、業務遂行にあたり「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下、「環境ガイドライン」という。）に基づいて、JBICの投融資等の対象となるすべてのプロジェクトにおいて、地域社会や自然環境に与える影響に配慮して事業が行われていることを確認しています。

環境ガイドラインは、JBICが実施する環境社会配慮確認の手続き、判断基準、投融資等の対象となるプロジェクトに求められる環境社会配慮の要件を定めたもので、JBICはプロジェクトの実施主体者による環境社会配慮が適切でないと判断した場合は、その是正を働きかけ、それでも適切に実施されない場合は、投融資等の実行を差し控えたり、借入人に期限前償還を求めることがあります。

環境社会配慮確認は、投融資等決定前に対象プロジェクトを環境への影響の程度に応じてカテゴリ分類する『スクリーニング』、環境社会配慮の適切性について確認を行う『環境レビュー』を経て、投融資等の決定後実際の影響を確認する『モニタリング結果の確認』という流れで行われます。



※3 カテゴリFIの場合、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。

スクリーニングにおいては、プロジェクト実施主体者等から提供される情報に基づき、プロジェクトの環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、次の4つのカテゴリに分類します。

参考和訳（英語版は日本語版に優先する）

カテゴリA	環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト
カテゴリB	環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比べて小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリC	環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト
カテゴリF	JBICの投融資等が金融仲介者等に対して行われ、JBICの投融資等承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を行い、JBICの投融資等承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

4.3 調達資金の管理

JBIC はグリーンボンドの発行を通じて調達した資金を、適格事業へ充当し、管理を行います。JBIC の財務部は、本フレームワークに基づいて発行されたグリーンボンドの発行額と同額が適格事業としての基準を満たすプロジェクトのいずれかに充当されるよう追跡・管理を行います。また、調達資金の全額が適格事業に充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて運用を行います。

4.4 レポーティング

JBIC は、グリーンボンドの発行により調達された発行代わり金が全額適格事業に充当されるまで、年に1回JBICのウェブサイト上で当該グリーンボンドの資金充当状況に係るレポーティング及びインパクトレポーティングを公表する予定です。

資金充当状況に係るレポーティング

- (i) 適格事業に充当された正味調達資金の金額及び未充当の金額
- (ii) 適格事業区分毎の充当金額
- (iii) 新規・リファイナンス比率

インパクトレポーティング

JBIC は、実務上可能な範囲で、以下指標を含むインパクトレポーティングを公表する予定です。

適格基準の種類	報告内容
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定発電容量 (MW) ● 推定 CO₂排出削減量 (CO₂t)
クリーンな交通輸送 (鉄道)	<ul style="list-style-type: none"> ● 運行距離または旅客輸送量 (年間の旅客数*運行距離)
クリーンな交通輸送 (ゼロエミッション車)	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定生産台数
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部認証毎の物件数・金額等の内訳 ● 主要な物件の環境改善効果

参考和訳（英語版は日本語版に優先する）

5. 外部レビュー

5.1 セカンド・パーティ・オピニオン

JBICは、本フレームワークに対するセカンド・パーティ・オピニオンを提供する機関として、Sustainalytics Japan Inc.との間で契約を締結しております。当該セカンド・パーティ・オピニオンは、JBICのウェブサイト併せて掲載されております。

免責条項

本株式会社国際協力銀行グリーンボンドフレームワーク（以下、「フレームワーク」という。）に記載された情報および意見は、本フレームワークの日付時点のものであり、予告なしに変更されることがある。新しい情報、将来の事象等に影響されるか否かに関わらず、当行および当行の関連会社はこれらの記述を更新または修正する責任を負わない。本フレームワークは、現行の当行の方針及び意図を表したものであり、変更される可能性があり、法的関係、権利または義務を創造することを意図したのではなく、また、これらに依拠するものでもない。本フレームワークは、網羅的ではない一般的な情報を提供することを意図している。本フレームワークには、別途検討、承認または是認されていない参考文献としての公開情報が含まれ、または組み込まれている可能性があり、従って、明示的または非明示的にかなる表明、保証または約束を行うものではなく、かかる情報の公平性、正確性、合理性または完全性に関して当社は一切責任を負わない。本フレームワークには、将来の事象や見通しに関する記述が含まれている場合がある。本フレームワークに記載されている将来の予測、期待、見込み、または見通しは、いずれも予測または保証として受け入れるべきものではなく、また、そのような将来の予測、期待、見込みまたは見通しが作成された前提が正しい、または網羅的であること、または推測を伴う場合には本フレームワークに完全に記載されていることを示唆しまたは保証するものではない。いかなる債券についても、潜在的な投資家が要求する環境および持続可能性に係る基準を満たしているかどうかについては、何ら表明されていない。債券の潜在的な投資家は、本フレームワークに含まれる、または本フレームワークが参照する情報の妥当性、または調達資金の用途および債券の購入に関する債券関連文書を、必要と判断される調査に基づいて自ら決定しなければならない。当行は、当行のグリーンボンドに関連して、本フレームワークにおいて、調達資金の用途、プロジェクトの評価・選定プロセス、調達資金の管理およびレポーティングに関する方針および行動を規定している。しかしながら、適格事業に資金を充当しなかった場合、本フレームワークに明記されている適格事業に対し直接的または間接的に資金を充当しない場合、または（信頼できる情報および/またはデータの欠如に起因し）本フレームワークで想定されていた資金充当状況および環境へのインパクトに関するレポーティングを投資家に提供しなかった場合、またはその他のいずれの場合においても、当行が本フレームワークに準拠しない場合は、いかなる債券においても契約上の債務不履行や義務不履行にあたる事象には当たらない。加えて、本フレームワークに記載されている適格事業の期待される便益のすべてが達成されない可能性があることに留意すべきである。市場、政治・経済情勢、政府の政策の変更（政府の継続性または構成変更の有無を問わず）、法令、規則または規制の変更、利用可能な適格事業の欠如、プロジェクトの完了または実行の失敗、およびその他の課題を含む要因により、期待される便益の一部または全部（適格事業への資金充当及び完了を含む）の実現が制限される可能性がある。環境影響を重視する潜在的投資家は、適格事業が期待された環境またはサステナビリティにおける便益をもたらさず、悪影響をもたらす可能性があることを認識すべきである。本フレームワークは、当行の債券および当行の構成員に関する推奨事項を構成するものではない。本フレームワークは、当行または当行の構成員が発行する債券の購入に関しいかなる販売または勧誘を目的としたものではなく、販売または勧誘を意図するものではない。特に、適用される法律および規則を遵守するためとなる場合を除き、本文書およびその他の関連資料は、配布または公開が違法である司法管轄において配布または公開してはならない。当該文書を保有する者は、配布に関し適用される制限を自ら通知し、それを順守しなければならない。いかなる債券購入の意思決定も、当該債券の募集に関連して提供される文書に含まれる情報のみに基づいて行われるべきである。潜在的な投資家は、自身の独立した投資判断を行う必要がある。